

令和6年8月1日

監査委員決定

令和6年行政監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和6年監査基本計画に基づき、令和6年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査のテーマ

都立一時滞在施設の対応状況

2 監査の目的

大規模地震発生後およそ72時間は、救助・救急活動を通じて1人でも多くの命を救うことが最優先されるため、救急車等の走路を確保するためにも、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制することが重要である。

このため、都では東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号。以下「条例」という。）を定めており、条例第12条に基づき、都が所有し、又は管理する施設の中から、帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設を指定するとともに、国、区市町村及び民間事業者に協力を求め、一時滞在施設の確保を進めている。

都立施設を活用した一時滞在施設については、都が運営マニュアルを定め、平常時及び発災時等の各段階における一時滞在施設の運営の手順等を示している。

このため、都立一時滞在施設における平常時の対応状況について監査を実施する。

3 監査の対象局等

総務局、主税局、生活文化スポーツ局、産業労働局、中央卸売市場、港湾局、交通局、教育庁及び東京消防庁並びに各局等又は関連団体が所有又は管理する一時滞在施設（注）

（注）施設本体の種類や規模、立地条件（主要駅や繁華街・オフィス街、緊急輸送道路近辺）を考慮して選定する。

4 監査の対象範囲

- （1）監査日現在の一時滞在施設に係る対応状況を対象とする。
- （2）一時滞在施設の運営に係る契約については、主として、令和5年度を対象とする。

5 監査の主な着眼点

- （1）一時滞在施設の運営計画が適切に定められているか
 - ア 帰宅困難者等の受入に係る運営計画を定めているか

- イ 運営計画は、事業所防災計画や事業継続計画などと整合性が取れているか
- ウ 運営計画に定められている運営体制に関する事項(具体的な運営要員の確保方法や受入定員、関係機関との連絡手順など)は現実的で実効性のあるものとなっているか
- (2) 受入れのための環境整備が行われているか
 - ア 平時からの施設の安全確保についての取組(オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、地震発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく等)を行っているか
 - イ 備蓄品や非常用電源設備等の管理は適切に行っているか
 - ウ 帰宅困難者の一時滞在施設等への誘導手順、及び都・区市町村災害対策本部又は周辺一時滞在施設等防災関係機関との連絡体制を整備しているか
 - エ 周辺の被害状況、鉄道の運行状況等の情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制並びに帰宅困難者と家族等との安否確認のための通信手段提供体制を整備しているか
 - オ 施設の実情に応じて、プライバシーの確保や配慮が必要な方(高齢者、障害者、外国人、女性、性的マイノリティ等)に対する施設利用面での配慮等を適切に設定しているか
 - カ 帰宅困難者の健康状態を把握し、医療機関への移送が必要な方への対応ができる体制を整備しているか
- (3) 定期的な手順の確認は行われているか
 - ア 一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を定期的を実施し、実践的なものとなっているか
 - イ 総合防災部主催の情報連携訓練(通信訓練)に参加しているか
 - ウ 訓練の結果について、検証し、計画等への反映を行っているか
- (4) 都立一時滞在施設に対する支援等が行われているか(総務局)
 - ア 備蓄品や非常用電源設備等の資器材の更新は適切に行っているか
 - イ 「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」について、定期的に見直しを行っているか
 - ウ 一時滞在施設の運営や環境整備等に係る状況把握、有用な情報の発信や助言は適切に行っているか

6 監査期間

令和6年9月9日(月曜日)から令和7年1月30日(木曜日)まで(講評を含む)

7 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。

(行政班)

行政監査実査日程表

月	日	曜			
9	1	日			
	2	月			
	3	火			
	4	水			
	5	木			
	6	金			
	7	土			
	8	日			
	9	月	総務局		
	10	火	総務局		
	11	水			
	12	木			
	13	金	総務局		
	14	土			
	15	日			
	16	月			
	17	火			
	18	水	東京ウィメンズプラザ	荒川都税事務所	
	19	木			
	20	金			
	21	土			
	22	日			
	23	月			
	24	火	株式会社東京有明アリーナ		中央・城北職業能力開発センター
	25	水			株式会社東京ビッグサイト
	26	木		千代田都税事務所	株式会社東京国際フォーラム
	27	金	東京スタジアムグループ	中野都税事務所	
	28	土			
	29	日			
	30	月	東京スタジアムグループ	品川都税事務所	株式会社東京ビッグサイト
講 評		講評日 令和7年1月30日(木)			
令和6年9月					

(行政班)

行政監査実査日程表

月	日	曜			
10	1	火	生活文化スポーツ局		株式会社東京国際フォーラム
	2	水	三田高等学校	豊洲市場	城南職業能力開発センター
	3	木	芝商業高等学校	淀橋市場	株式会社東京ビッグサイト
	4	金	広尾高等学校	中央卸売市場	産業労働局
	5	土			
	6	日			
	7	月		株式会社東京交通会館	東京消防庁(スクワール麹町)
	8	火	第一商業高等学校	主税局	東京消防庁(消防防災資料センター)
	9	水	葛西工科高等学校	交通局	東京消防庁(本所都民防災教育センター)
	10	木		株式会社東京テレポートセンター	東京消防庁(池袋都民防災教育センター)
	11	金	教育庁	株式会社東京テレポートセンター	東京消防庁
	12	土			
	13	日			
	14	月			
	15	火		港湾局	
	16	水	総務局		
	17	木	総務局		
	18	金			
	19	土			
	20	日			
	21	月			
	22	火			
	23	水			
	24	木			
	25	金			
	26	土			
	27	日			
	28	月			
	29	火			
	30	水			
	31	木			
講 評	講評日 令和7年1月30日(木)				